

特別支援教育だより

三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園 教育支援部 発行

令和4年度 第1号（5月11日）

伊賀つばさ学園は、「一人ひとりの個に応じた教育が行き届き、家庭および地域に信頼される学校」を目指し、伊賀地区唯一の特別支援学校として、様々な関係機関や保育所・幼稚園等、小中学校、高等学校と連携・協働して特別支援教育のセンター的役割を果たしていきたいと考えています。

この「特別支援教育だより」では、本校の取り組みや特別支援教育に関する様々な情報を提供していきます。特別支援学級担任の先生方だけでなく、すべての先生方にお読みいただきたいと思います。

◆ 学校見学会について ◆

昨年度および一昨年度は、中止とせざるを得ない状況でしたが、今年度につきましては、以下の日程で学校見学会を開催する予定です。参加を希望される場合は、同封の申し込み用紙に必要事項を記入していただき、郵送にてお申し込みください。詳しくは同封の別紙をご覧ください。なお、今後の感染状況が拡大した場合におきましては、中止する場合がありますのでご了承ください。

● 学校見学会

6月9日（木）9：30～12：00（申込締切5/25）

◆ センター的機能について ◆

文部科学省は2005年の「特別支援教育を推進するための制度の在り方（答申）」において、特別支援学校のセンター的機能について、「今後、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校は中核的な役割を担うことが期待される。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる」としていました。その後、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領の改訂を経て出された、2017年の「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」において以下の6つの機能が具体的に示されています。

- ①各学校の教職員への支援機能
- ②各学校の教職員に対する研修協力機能
- ③特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- ④個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- ⑤教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑥児童等への施設設備等の提供機能

小・中学校等においては、特別支援学校のセンター的機能についての理解が浸透してきており、積極的に支援や相談の依頼をいただく場面が増えてきています。今後は、障がいの多様化や重度重複化にともない、医療や福祉などの関係機関との連携が必要な内容が増加することが予想されることから、センター的機能への期待がますます高まっていると感じています。三重県においては、平成31年に「センター的機能ガイドブック」が作成され、それぞれの学校や施設に案内をしています。また、より専門的な支援を必要とするケースについては、かがやき特別支援学校との連携を行うことも考えられます。さらに、通級による指導に関わっては、本年度から「発達障がい支援アドバイザー」による支援が開始されることとなりましたので、併せて相談先の候補としてご検討ください。また、小・中学校だけではなく、保育所幼稚園等や高等学校につきましてもセンター的機能を活用していただけますので、ガイドブックおよび、本校から先日お届けしました「教育支援事業の案内」をご覧ください、必要に応じてご相談ください。

◆ 支援に関わる相談について ◆

教育支援部では、子どもの支援に関わる相談を随時お受けしております。特別支援学級や通常学級において「授業中に離席が目立つ」「友だちとの関係が築きにくい」「読みとばしがあったり書字がうまくできなかつたりする」など、行動面や学習面において課題がみられるのに、どのような支援をしていけばよいかわからないと悩まれていますか。そのような場合、一度ご相談ください。よりよい支援について一緒に考えていきたいと思えます。また、同様なお悩みを持つ保護者の方につきましても、相談の窓口を設けておりますので、ご周知いただけましたら幸いです。

◆ 予防的な取り組みについて ◆

本校への相談にいたるケースの多くは、子どもが困難な状況に陥っていたり、支援の方向性に行き詰まっていたりするなど、難しい場合が少なくありませんでした。そのため、昨年度から「予防的な取り組み」への転換について、紙面や研修会等において発信を行っています。「予防」については、学校心理学における3段階の心理教育的援助サービスから考えることができ、その中の一次的援助サービスにあたります。これは、入学時の適応や学習スキルの定着、対人関係などの問題について、すべての子どもを対象とした教育活動において行われるものです。

また、取り組みを考える上では、「キャプランの予防モデル」が重要な視点となります。これにより、誰に対して何を予防するかという点で理解が促進されます。具体的には、一次予防（すべての人を対象とした危機的状況の発生を予防）は教育や情報提供が、二次予防（ハイリスク群を対象とした重篤化の予防）は早期発見早期支援が、三次予防（問題が発生している人に対する再発の予防）はリハビリや環境調整が、それぞれ必要な対応であると整理することができます。この考え方は実態や状況の的確な把握にもつながるものなので、参考にさせていただきたいと思えます。 (文責 清都)

1 学期に予定されている他の行事

小学部公開体験授業	6/15 (水)	(申込締切 6/1)
中学部公開体験授業	6/16 (火)	(申込締切 6/2)